

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、マリンサービスの提供を通じて水産業界の発展に貢献すること、経営効率化の推進により収益体質を高め、競争と変化に打ち勝つ体制をつくるという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくということであり、経営上の重要な課題の一つとして位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
笠岡 繁樹	2,043,729	17.69
笠岡 信夫	1,119,408	9.69
笠岡 伸一	837,050	7.24
有限会社シンセイ	728,235	6.30
笠岡 泰文	546,862	4.73
株式会社伊予銀行	434,559	3.76
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운ツ イー エル アールジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)	343,300	2.97
クレディ スイス ユーロ ビービー クライアント エスエフピー ブイエル (常任代理人 シティバンク銀行株式会社証券業務部)	337,700	2.92
ユービーエス (ルクセンブルグ) エス. エイ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社証券業務部)	328,500	2.84
野村信託銀行株式会社	217,500	1.88

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック (未定)
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

現在、社外取締役は選任しておりません。
しかし、会社経営において、社外取締役(第三者)による取締役の業務執行状況の監視・チェック機能及び仕組みは必要であり、現在検討中であり
ます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針ならびに業務の分担等に従い、必要に応じ取締役会への出席や社内の重要会議にも積極的に参加し、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実等の有無について、重点的に監査を実施しております。更に、会計監査人より職務の執行状況等についての報告及び説明を受け、その結果についても精査・検証しております。
また、監査契約では、各決算期末のみならず、期中満遍ない監査と質問や相談に応じていただける環境を整備しており、監査役と会計監査人との連携が保たれております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査室では、社内の内部監査規程に基づき、事業年度開始前に監査計画書を策定し、業務全般にわたる内部監査を実施する体制となっており、監査結果については、監査報告書を作成し、直接社長に報告されております。また、被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、監査後速やかに改善状況を報告させるよう義務付けております。
なお、上記の監査計画書ならびに監査結果、改善指示及び改善状況等については、全て監査役会へも定期的に報告され監査役会と内部監査室との連携が保たれております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中山 孝司	税理士									○
玉井 國夫	その他									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
中山 孝司	——	監査役の最も重要な役割は、取締役の職務執行の監査を通じて、企業の健全性を確保し、コーポレートガバナンスに貢献することであるが、特に社外監査役については、社外における常識や経験に基づいた客観的な視点、監査の目で透明性の高い公正な経営監視体制の確立のため選任している。
玉井 國夫	——	同上

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役への具体的な施策は実施しておりません。(現在検討中)

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

第34期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の事業年度における当社の取締役を支払った報酬額は178,582千円、監査役に支払った報酬額は7,314千円であります。なお、監査役に支払った報酬額の内、社外監査役に支払った報酬額は3,321千円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、毎月1回取締役会を開催しており、当会では法令で定められた事項及び経営上の重要な事項についての意思決定、また業績の進捗状況報告がされており、当会を通じて社外の取締役、監査役の方との意見交換、意思疎通が図れる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社では毎月1回、代表取締役名譽会長、代表取締役会長、代表取締役社長各1名、常勤取締役4名の計7名で構成する取締役会が開催され、法令で定められた事項及び経営上の重要事項についての意思決定、また業績の進捗状況についても報告され、今後の対策等について議論されております。

更に、これを受けて「常務会」、代表取締役社長が統括する「営業推進会議」が定期的に行われております。特に「営業推進会議」では、代表取締役社長以下、各営業責任者で構成されており、直近業績の進捗状況や今後の対策など、迅速な意思決定と業務執行が行える体制となっております。

また、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」ならびに「リスク管理委員会」を設置し、法令等遵守体制の整備・強化やリスク評価及びリスク管理の推進にも取り組んでおります。

一方監査面では、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成され、監査役会が定めた監査方針ならびに業務分担等に従い監査を実施しております。更に、内部統制システムの整備、強化を図るため、当社では社長直轄の内部監査室を設け、社内業務全般にわたる内部監査を実施しております。

尚、当社における経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営組織の概要については、添付の模式図(コーポレートガバナンス体制について)をご参照下さい。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	地元の個人投資家を対象に年1回、松山で開催	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間・期末の年2回、東京で開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信など、各説明会資料は全て掲載済み	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当(当社ホームページ上にも掲載済み)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社では、具体的な規定、方針等はありませんが、顧客、株主、地域の皆様など幅広いステークホルダーの皆様から支持され、信頼される企業となるように努めるとともに、コンプライアンス活動の推進にも積極的に取り組んでおります。また、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の立場を常に尊重し、経営に関する重要な情報を積極的かつ適時適切に開示することを心掛け、公正かつ透明性の高い経営を目指しております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、社内業務全般にわたる諸規程、要領、マニュアル類が整備されており、特に内部管理体制に係る規程としては、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「リスク管理規程」などが整備されており、明文化されたルールのもとで各職位が明確な権限のもと責任を持って業務を遂行しております。

また、重要な法務的課題及びコンプライアンスに関する事項につきましては、外部の顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受けております。

V その他

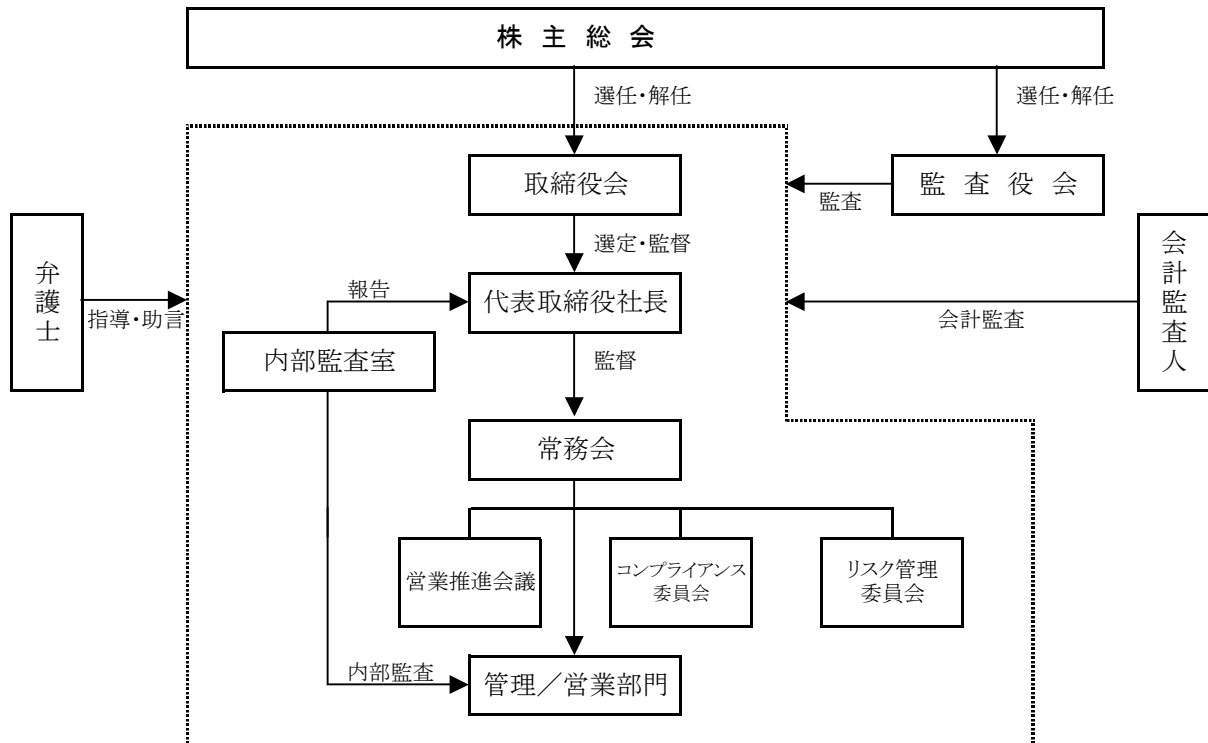
1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレートガバナンス体制について

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営組織の概要は下記のとおりであります。

(平成20年9月30日現在)



2. 内部管理体制について

管理部門の配置状況及び営業部門への主な牽制機能は下記のとおりであります。

(平成20年9月30日現在)

